

【別紙】

千葉県留学生受入プログラムについて

本プログラムは、在留資格「介護」^{※1}を取得し、介護福祉士として^{※2}県内介護施設で就労することを目指す留学生（候補者）と、これを受け入れる介護施設を支援し、もって県内介護職員の確保を図ることを目的に実施するものです。この目的を達成するため「マッチング支援事業」と「学費及び居住費支援事業」を行います。

※1 在留資格「介護」を取得することにより、永続的な就労が可能になります。

※2 介護の専門学校を卒業し、国家試験に合格した場合、介護福祉士の資格を取得することができます。

1. 事業の内容

(1) マッチング支援事業

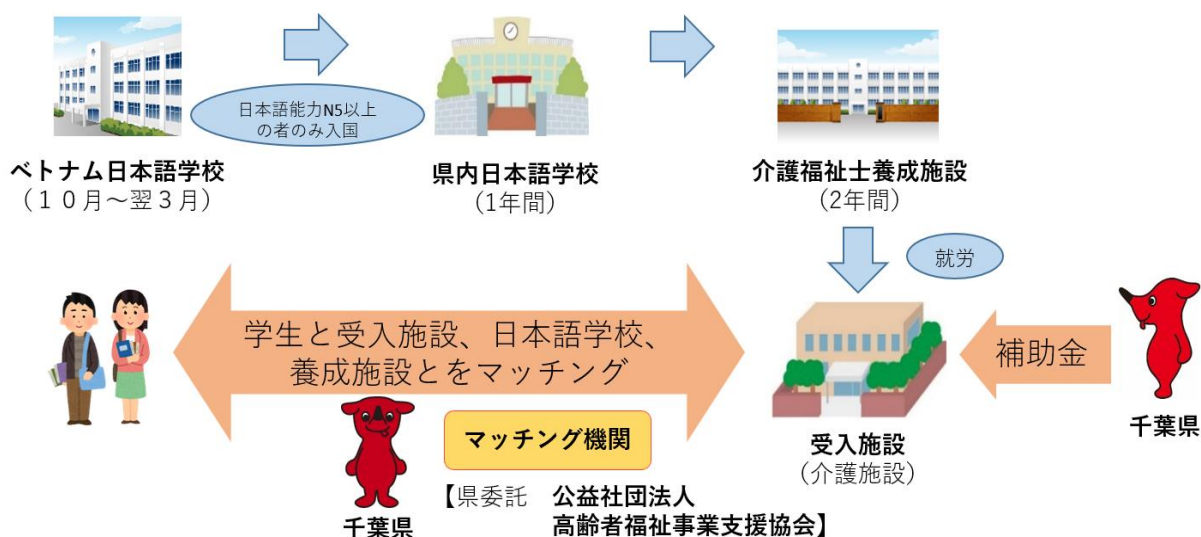
介護施設は、本プログラムに参加することによって、千葉県内で介護職として就労を希望する留学生候補者とのマッチングを受けることができます。

○ 本プログラムでは、令和6年度に、ベトナムの日本語学校に在籍し、千葉県内で介護職を希望する留学生候補者と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設とのマッチングを行います。

○ マッチングされた留学生候補者は、現地日本語学校で半年間日本語学習を行った後、入国後は1年間の県内の日本語学校における日本語の学習と、2年間の県内介護福祉士養成施設における介護の勉強を経て、介護施設に就労します。

なお、入国できるのは、現地日本語学校在籍期間の日本語能力がTOP Jテストの初級A-5以上、JLPTのN5以上又は日本語NAT-TESTの5級以上の認定を受けた者のみとします。

○ 本プログラムを円滑に進めるため、ベトナムの留学生候補者と介護施設とのマッチングを行うほか、入国後に通学する県内日本語学校及び介護福祉士養成施設ともマッチングを行い、ベトナムの留学生候補者が安心して日本に入国し千葉県で働けるよう、現地日本語学校から受入施設への就労までをしっかりとつないでいきます。



(2) 学費及び居住費支援事業

就労までの間、マッチングされた留学生（候補者）の学習を支えるため、ベトナム及び県内日本語学校の学費、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在籍時の居住費について、介護施設から助成を行っていただきます。県はその半額を、介護施設に対して補助します。

○ 助成していただく金額は以下のとおりです。

留学生（候補者）が 在籍する学校	助成対象	(ア) 介護施設から学生への助成	(イ) 県から介護施設 への補助
①現地日本語学校 (令和6年度)	学 費	2万円/月×6月＝12万円	6万円
②県内日本語学校 (令和7年度)	学 費	5万円/月×12月＝60万円	30万円
	居住費	3万円/月×12月＝36万円	18万円
③介護福祉士養成施設 (令和8、9年度)	居住費	3万円/月×12月×2年＝72万円	36万円

※ (ア) の金額は、県の補助基準額であり、これを上回って介護施設が支払うことも可能です。ただし、(イ) は県が補助できる限度額になりますので、この金額以上県が補助することはできません。

※ (ア) の全額を先に介護施設が支払ってから、支払った翌年の5月頃に、県から介護施設に対して (イ) の金額を支払います。

※来日した留学生には、十分な資力がありません。学費は、学校から受入施設に請求があり、受入施

設が一時的に立て替えて支払う必要があります。立て替えて支払った分は、留学生への貸付金として、留学生から少しずつ分割返済してもらいます。

例) ○ 日本語学校の学費が年額 80 万円の場合

(ア) 施設からの助成額 60 万円 (うち 30 万円は県負担) と 80 万円との差額 20 万円について、受入施設が立替払い。

○ 介護福祉士養成施設の 1 年目の学費 120 万円の場合

介護福祉士修学資金 (千葉県社会福祉協議会 (県社協) から留学生へ貸付) 84 万円と 120 万円の差額 36 万円について、受入施設が立替払い。

※県の補助を受けるために、県に対して毎年補助金交付申請等の手続きが必要になります。

※介護福祉士養成施設の学費は、介護福祉士等修学資金の利用を想定しています。(下記参照)

【介護福祉士修学資金について】

1 主旨

介護福祉士修学資金は、介護福祉士養成施設に在学して資格を取得し、卒業後県内において介護等の業務に従事しようとする方を対象に、県社協が無利子で資金を貸し付ける制度です。

なお、養成施設を卒業後 1 年以内に県内において介護等の業務に従事し、引き続き 5 年間 (過疎地域で勤務した場合は 3 年間) 従事した場合は、返還債務の全部が免除されます。

2 貸付金額 (上限) ※貸付金の交付は年 2 回に分けて行います。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 学費 | 月額 5 万円 (2 年間で 120 万円) |
| (2) 入学準備金 | 20 万円 (初回貸付時に交付) |
| (3) 就職準備金 | 20 万円 (卒業見込を確認後 3 月に交付) |
| (4) 国家試験受験対策費 | 8 万円 (1 年あたり 4 万円 × 2 回) |

3 連帯保証人 ※申請書類受付後、県社協において審査を行います。

(1) 個人の場合

- ①日本国籍又は永住権を有し、日本国内に居住する成年で申請日において 75 歳以下の方
- ②保証能力があり、年収 150 万円以上有する方
- ③千葉県社会福祉協議会が実施する他の貸付の借受人及び保証人になっていない方

(2) 法人の場合

- ①申請者 (留学生) が在学している介護福祉士養成施設を運営する法人、又は申請者の就労 (内定) 先が返還免除対象業務に該当する場合、当該施設を運営する法人
- ②保証能力を有すること
 - ・当期純利益が 2 期以上連続で赤字でないこと (特別な理由がある場合を除く)
 - ・純資産 (資産合計 - 負債合計) がマイナスとなっていないこと
 - ・流動比率が 120% を超えていること
 - ・自己資本比率が 15% を超えていること

③連帯保証人になることについて、法人の理事会又は取締役会において承認していること

※連帯保証人は、貸付決定後に退学・退職・帰国などにより、借受人との関係が変化したり関係がなくなったとしても、貸付金が全額返還 (又は返還免除) されるまで、連帯保証人としての責務を負うこととなりますのでご注意ください。

4 養成施設卒業から返還免除に至るまでの手続き

- (1) 返還猶予申請（介護福祉士登録証の写しを添えて申請）
- (2) 業務従事届の提出（毎年、前年度1年間の従事状況を翌年度4月末までに報告）
- (3) 返還免除申請（介護福祉士登録後、継続して5年間従事した後に申請）
※上記の手続きが行われない場合や、5年未満で退職等した場合は、貸付金返還となります。
※返還事由の発生した翌月から貸付期間の2倍以内の期間に、全額返還していただきます。

5 その他

申請時の提出書類など貸付制度の詳細については、千葉県福祉人材センターのホームページ (<https://www.chibakenshakyo.net/loan/studyfunds/>) に掲載している「介護福祉士修学資金貸付制度の手引き」をご確認ください。

※ (1) のマッチングを受けずに、(2) の補助だけを受けることはできません。

2. スケジュール（予定）

(1) 全体スケジュール

- マッチングされた留学生を正規職員として受け入れるのは、プログラムに参加した5年目になります。なお、プログラムの2年目～4年目において、介護施設は留学生をアルバイトとして雇用していただきます。

1年目（令和6年度）	現地日本語学校に在籍
2年目（令和7年度）	県内日本語学校に在籍
3年目（令和8年度）	介護福祉士養成施設1年生
4年目（令和9年度）	介護福祉士養成施設2年生
5年目（令和10年度）	就労

(2) 令和6年度（プログラム1年目）のスケジュール（予定）

3・4月	・プログラム参加者（介護施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設）の募集・決定
5・6・7月	・受入施設と県内日本語学校、介護福祉士養成施設とのマッチング ・ベトナムの日本語学校向け介護施設等のPR資料の作成・送付 ・応募施設に対する説明会 ・ベトナムの日本語学校においてプログラム参加者（留学生候補者）の募集
8・9月	・受入施設と留学生候補者とのマッチング（履歴書等の書面及びインターネット（ZOOM）による面接による）

10月	・マッチングが成立した関係者間で協定書を締結しプログラムへの参加決定⇒県への補助金交付申請、現地日本語学校への学費支払い
11月	・ベトナムの日本語学校において学習開始（10月から6か月間） ・東京出入国在留管理局における審査（県内日本語学校から申請。事前に介護施設を含む関係者は書類作成に協力。結果は2月下旬頃。）
3月	・留学生受入準備（4月初旬を目安に留学生入国） ・県への補助金実績報告

3. 県内にいる留学生とのマッチング

- 本プログラムは、既に県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍する留学生とのマッチング（以下「県内マッチング」という。）も受けることができます。
- ただし、県内マッチングに申し込みができるのは、本プログラムによりベトナムからの留学生候補者を受け入れる介護施設に限らせていただきます。
- 今後、プログラムに参加を希望する留学生を募集しますが、留学生の在籍している学校によって介護施設への就労時期は異なります。

プログラムに参加する留学生の在籍している学校	県内 日本語学校	介護福祉士養成施設		介護施設に就労 (就労時期)
		1年生	2年生	
県内日本語学校	● ⇒⇒⇒	○ ⇒⇒	○ ⇒⇒	○ (令和9年度)
介護福祉士養成施設1年生	—	● ⇒⇒	○ ⇒⇒	○ (令和8年度)
介護福祉士養成施設2年生	—	—	● ⇒⇒	○ (令和7年度)

(注) ●は令和6年度にマッチングされたことを示す。

- 県内マッチングの募集については別途ご案内します。

4 参加条件

(1) 参加基準

- ① 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(外部利用型は除く)、認知症対応型共同生活介護のいずれかであること。

(2) 役割

- ① 1施設あたり2名以上の外国人職員を受け入れること。
- ② 外国人介護職員に対するアルバイト賃金は、日本人と同等以上とすること。
- ③ 正式採用後の報酬額及びその他待遇は、日本人が従事する場合と同等以上とすること。
- ④ 外国人介護職員（受入施設でアルバイト中の留学生を含む）に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。
- ⑤ 県が実施する中堅管理者向け労務研修に、中堅職相当の職員が参加すること。
- ⑥ 留学生の住居の確保については、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通学についても配慮しつつ、十分なサポートを行うこと。
- ⑦ マッチングされた留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用すること。なお、受入施設と県内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも考えられるため、住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましいこと。
- ⑧ 千葉県外国人介護人材支援センター（以下「支援センター」という。）と連携して、きめ細かく留学生を支援すること。
- ⑨ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することとあわせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましいこと。
- ⑩ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験しようとする留学生に対しては、最大限の配慮を行うこと。
- ⑪ マッチング機関が実施する調査に協力すること。
- ⑫ 留学生が介護福祉士等修学資金を借り入れるにあたり、他に適当な保証人がいない場合には、法人保証の制度を活用して保証人となるよう協力すること。

ただし、介護福祉士養成施設に在籍中に留学生が本プログラムを離脱したときは、介護福祉士養成施設に対し、保証人としての負担軽減について協議できるものとする。

5 注意事項

- 令和6年度にマッチングされた留学生候補者は、介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置が適用されない可能性があります。
- 学生が千葉県内日本語学校に在籍する前に千葉県留学生受入プログラムから離脱した場合は、学費として助成していただいた金額は返還されます。ただし、病気等やむを得ない理

由と認められる場合は、返還を求めることはできません。

- 入国してから勤務するまで3年間ありますので、その間に留学生がプログラムの継続を断念してしまうことも考えられます。仮に離脱してしまった場合、施設は、留学生に対して、現年度に行った助成金のみ返還を求めることができます。ただし、病気等やむを得ない理由と認められる場合は、返還を求めることはできません。
- 入国に向けては、東京出入国在留管理局による「在留資格認定証明」と在ベトナム日本国大使館による「査証交付」の審査を受けます。必ずしもマッチングされた留学生が入国できるわけではありません。
- 学生には十分な資力がいないことが一般的ですので、学費・居住費の補助以外に立て替えて支払いをしていただくことがあります。
- 病気によりアルバイトができない場合、勉強に集中するためアルバイトができない場合等も想定されます。本人の生活費について、いざという時は支援をお願いします。
- 入国後3年間は留学生です。アルバイトとして勤務していただきますが、介護福祉士資格の取得が最大の目的ですので、学業が本分であることを念頭に置いてください。
- 留学生の参加状況等により、必ずしも希望の留学生とマッチングされるとは限りません。
- 留学生に日本の文化や生活習慣などを教えるとともに、施設で働く日本人職員に外国人介護職員の出身国の文化や生活習慣などを理解させ、相互理解ができるよう努めてください。